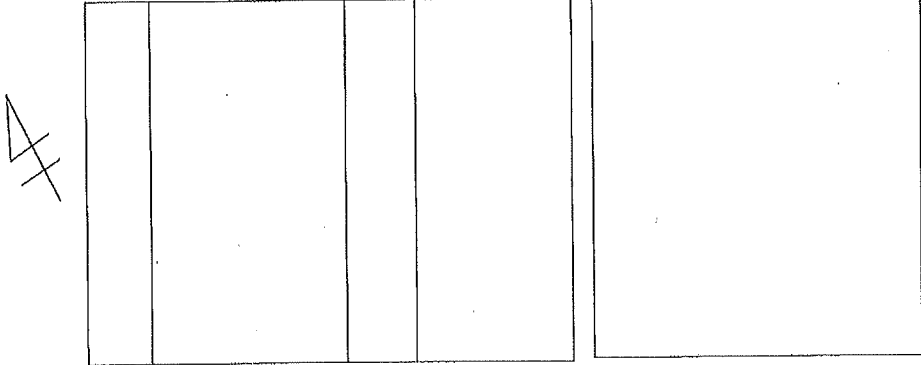
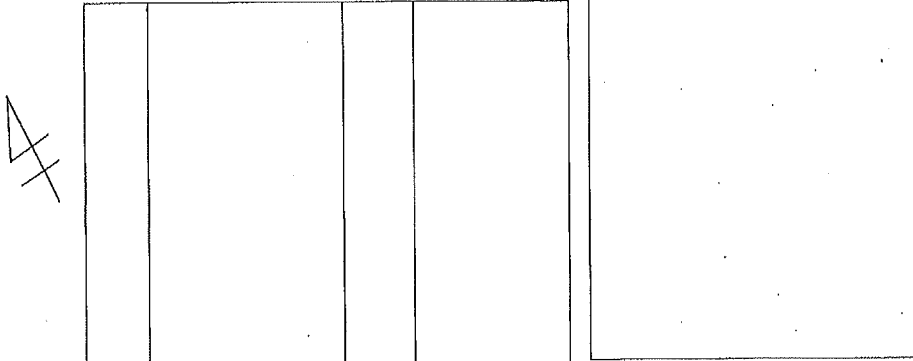


史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年2月5日 (木曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	・9次調査区 全体清掃 ・9次調査区 石組水路 写真撮影 ・1号石組水路トレンチ 平面図					
所見						
補助員	調査	松本 琴音				
		高梨 寛泰				
作業員	発掘					
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 / 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	略図 					

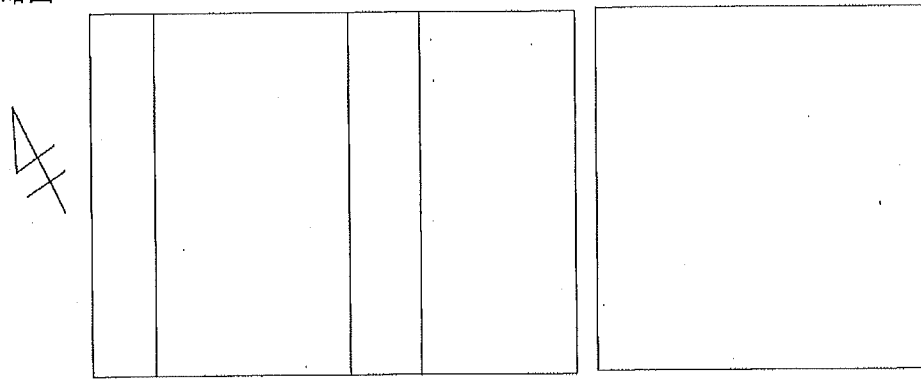
史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

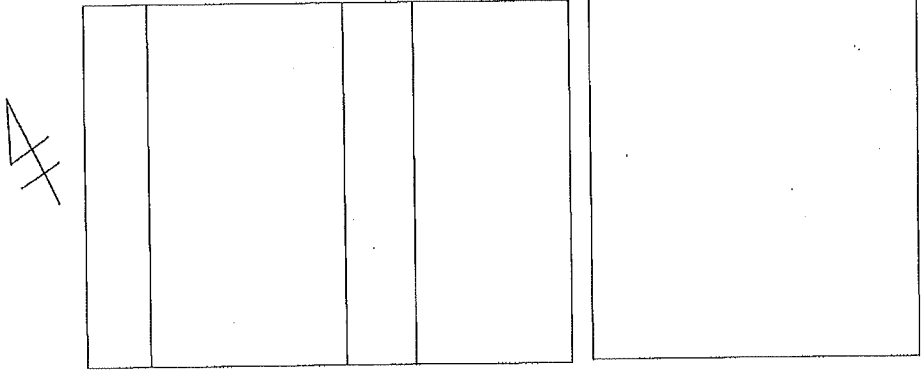
令和8年2月6日 (金曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調査内容	・10次調査区 遺構清掃 ・10次調査区 44号土坑 遺構掘削・遺物点上げ					
所見						
補助員 調査	(松本 琴音)					
作業員 発掘						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 / 台()				
		0.2 m ³ 級 回送 回() 0.1 m ³ 級 回送 回()				
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台() 4t ダンプ 台() 12m高所作業車 台()				
作業員	名()					
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

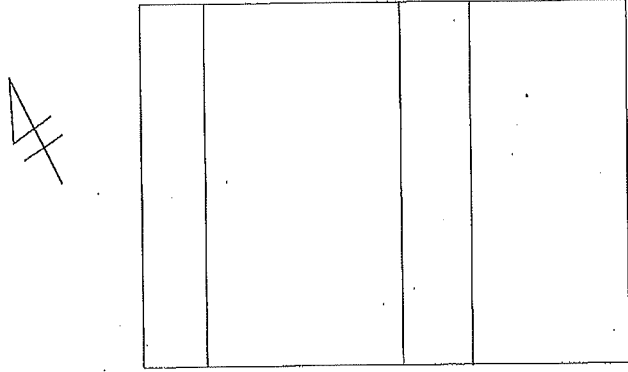
令和 8 年 2 月 9 日 (月曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	雪かき (12cmの積雪)					
所 見						
補 調 助 査 員	(松本 琴音)					
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 / 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

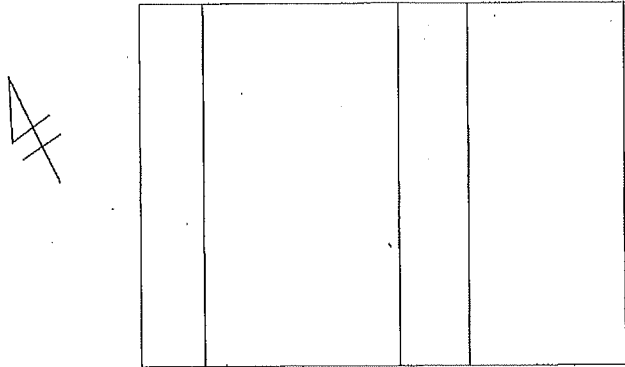
令和8年2月10日 (火曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	10次調査区 遺構清掃 2月15日 現場説明会に向いた記者レクチャー					
所見						
調査補助員	はし					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()		0.1 m ³ 級 / 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台() 4t ダンプ 台() 12m高所作業車 台()				
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

令和 8 年 2 月 / 2 日 (木曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調 査 内 容	8~10次調査区 遺構清掃 10次調査区 7号溝遺物点上げ					
所 見						
調査 補助員	(松本 玲音)					
発掘 作業員						
補助 業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 / 台() 0.2 m ³ 級 回送 回() 0.1 m ³ 級 回送 回()				
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台() 4t ダンプ 台() 12m高所作業車 台()				
	作業員	名() ()				
備 考	略図 千代の現場より 					

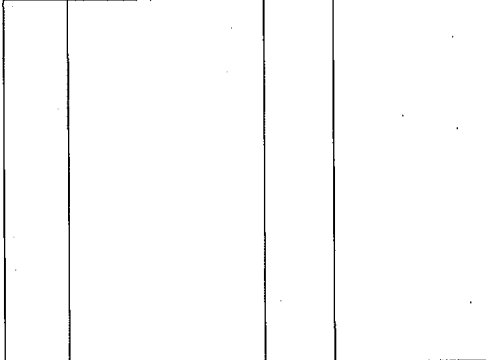
史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 2 月 13 日 (金曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調 査 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 全体清掃 全景写真撮影 (ドローン撮影) 現場説明会準備 <p>PM 戦国部会</p>					
所 見						
補 助 員 調 査	(松本 琴音)					
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()		0.1 m ³ 級 / 台()		
		0.2 m ³ 級 回送 回()		0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()		4t ダンプ 台()		12m高所作業車 台()
	作業員	名()				
備 考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

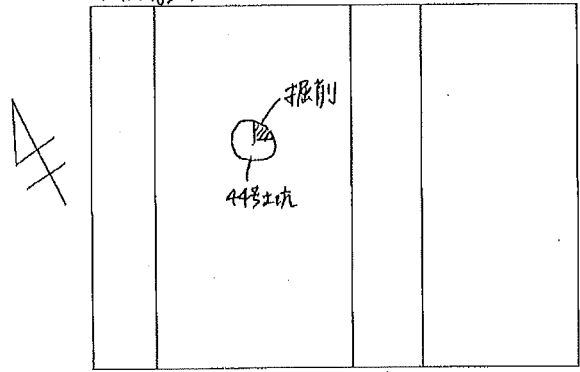
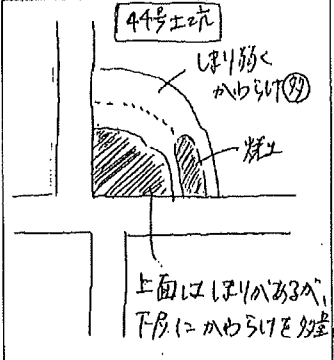
令和8年2月14日 (土曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	専門家向け現場説明会 (参加者61名)					
所見						
補助員 調査						
発掘 作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台() 4t ダンプ 台() 12m高所作業車 台()				
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

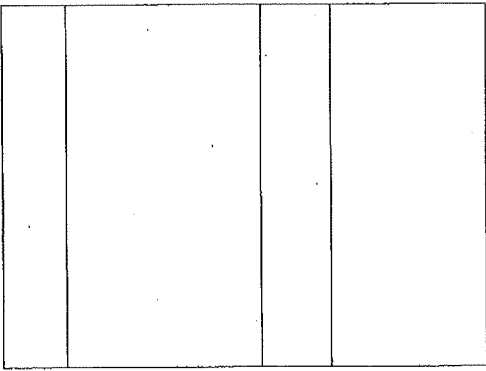
令和 8 年 2 月 15 日 (日 曜 日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係    	担当者 
調 査 内 容	現場説明会 (参加者 754名)					
所 見						
補 調 助 査 員						
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()		0.1 m ³ 級 台()		
		0.2 m ³ 級 回送 回()		0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()		4t ダンプ 台()		12m高所作業車 台()
	作業員	名()				
備 考	略図  					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

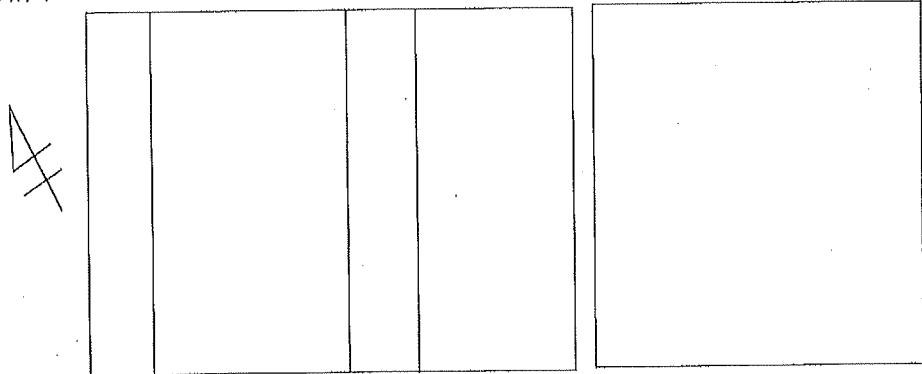
令和 8年 2月 16 日 (月 曜日) 天 候 曇	課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	<p>10次調査区 ・44号土坑掘削, 遺物点上げ 9・10次調査区 壁削り</p>				
所 見	<p>44号土坑は周囲のほりのない部分から中央の江戸の瓦葺部分に向いて掘り進めたところ、中央付近でもかわらけが多く出土した。</p>				
補 助 員	松本 碧音				
発 掘 作 業 員					
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 / 台(山 氏) 0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車	台()
	作業員	名()			
備 考	<p>略図</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;">  </div> <div>  <p>44号土坑 掘削 44号土坑 はり弱く かわらけ② 灰土 上面ははりのあつた、 下層にかわらけを多数含む。</p> </div> </div>				

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年2月17日 (火曜日) 天候 曇		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調査内容	10次調査区 44号土坑 掘削・遺物点上げ					
所見						
補助員 調査	松本 陽香					
	高梨 寛泰					
作業員 発掘						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	略図  					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

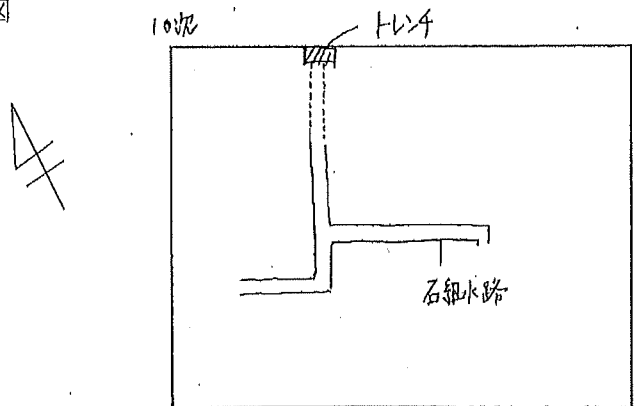
令和8年2月18日 (水曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調査内容	10次調査区 ・44号土坑掘削 ・壁面土層ライン引き					
所見						
補助員 調査						
作業員 発掘						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級	台()	0.1 m ³ 級	台()	
		0.2 m ³ 級 回送	回()	0.1 m ³ 級 回送	回()	
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ	台()	4t ダンプ	台()	12m高所作業車
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

令和 8 年 2 月 19 日 (木曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 																
調 査 内 容	<p>10次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号～3号玉石列 エレベーション図 ○ 壁面土層ライン引き 																					
所 見																						
調 査 補 助 員	高野 寛泰																					
発 掘 作 業 員																						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級	台()	0.1 m ³ 級	台()																	
		0.2 m ³ 級 回送	回()	0.1 m ³ 級 回送	回()																	
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ	台()	4t ダンプ	台()	12m高所作業車	台()															
	作業員	名()																				
備 考	<p>略図</p>  <table border="1" data-bbox="494 1523 981 1892"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年2月20日 (金曜日) 天候 晴時々曇		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調査内容	10次調査区 ・礎石列エlevation図 ・石組水路トレンチ掘削 ・44号土坑かわらけ検出状況撮影 ・壁面土層ライン引き					
所見	石組水路のトレンチ掘削では、黄褐色のしりの強い土を検出し、他の石組水路でも同様の土を底面として検出していることから、同様の状況であると判断した。また、側石には鎮倉石が使用されていた。側石は西側に対して東側の方が天端のレベルが東側の低く、上縁にある石が外された可能性がある。					
補助員	(松本 昭彦)					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

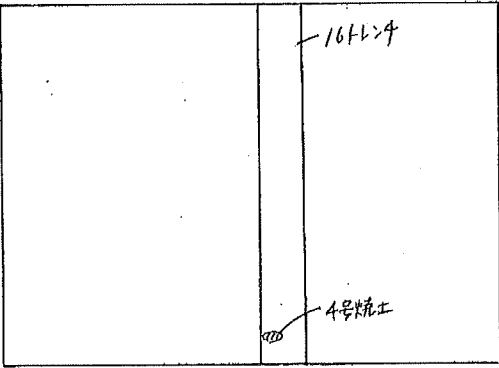
令和 8 年 2 月 24 日 (火曜日) 天 候 曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・4号溝・7号溝 セクション図 ・42号土坑 セクション図 ・北壁土層写真 ・石組水路トレンチ土層写真					
所 見						
補 調 助 査 員	(松本 琴音)					
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車	台()	
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

令和8年2月25日 (水曜日) 天候 雨		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	現場中止					
所見						
補助員 調査						
発掘 作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級	台()	0.1 m ³ 級	台()	
		0.2 m ³ 級 回送	回()	0.1 m ³ 級 回送	回()	
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ	台()	4t ダンプ	台()	12m高所作業車
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年2月26日 (木曜日) 天候 晴		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	10次調査区 ・壁面写真撮影 ・16トレンチ4号焼土写真					
所見	南壁掃除の際、16トレンチで検出されていた4号焼土も確認。					
調査補助員	(松本 碧音)					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 2 月 27 日 (金曜日) 天 候 曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  		担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・西壁・北壁 土説 ・南壁・東壁 セクション 写真撮影						
所 見							
補 助 員 調 査	(松本 裕香)						
作 業 員 発 掘							
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()				
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()				
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()			
	作業員	名()					
備 考	略図 						

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月2日 (月曜日) 天候 曇		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係    	担当者 
調査内容	10次調査区 ・北壁, 東壁, 南壁セクション図					
所見						
調査補助員	(松本 啓吾)					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月3日 (火曜日) 天候 雨		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	<p>10次調査区 ・東壁・南壁の土層堆積状況の確認。</p> <p>雨天のため様子も見られず実施</p>					
所見						
補助員 調査						
作業員 発掘						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月4日 (水曜日)		課長	副課長 (史跡整備係長)	副課長 (埋蔵文化財係長)	埋蔵文化財係	担当者
天候 晴					   	
調査内容	10次調査区 ・壁面の土堆積ライン引き ・石組水路平面図 ・44号土坑遺物点上げ					
所見	昨日の雨で調査区の壁、バルトの一部が崩落。					
調査補助員	松本 賢治					
	高梨 寛希					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級	台()	0.1 m ³ 級	台()	
		0.2 m ³ 級 回送	回()	0.1 m ³ 級 回送	回()	
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ	台()	4t ダンプ	台()	12m高所作業車 台()
	作業員	名()				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 5 日 (木曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	<p>10次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世グリッド、石組水路 平面図 ・南壁土層確認、セクション図 <p>里山の里・小田原博物館 山手、あらい山 時代・イオン、 山手・山手 時代・イオン、 現 地 踏 査</p>					
所 見						
補 助 員	調査	(松本 裕貴)				
		(高梨 貴志)				
作 業 員	発掘					
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 6 日 (金曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 東壁・南壁 セクション図					
所 見						
補 助 員 調 査	松本 昭寛					
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回() 0.1 m ³ 級 回送 回()				
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台() 4t ダンプ 台() 12m高所作業車 台()				
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 9 日 (月曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 東壁・南壁セクション図					
所 見						
補 助 員 調 査	松本 忍					
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月10日 (火曜日) 天候 晴	課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調査内容	10次調査区 ・平面図 9次調査区 ・南壁土尺確認				
所見					
調査補助員	(松本 裕希)				
	(高梨 寛春)				
発掘作業員					
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車	台()
	作業員	名()			
備考	略図 				

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 11 日 (小 曜 日) 天 候 曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調 査 内 容	9次調査区 ・南壁写真,セクション図 10次調査区 ・平面図					
所 見						
補 助 員 調 査	(松本 賢一)					
	(高梨 寛希)					
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 12 日 (木曜日) 天 候 曇・晴	課 長	副課長 (史跡整備係長)	副課長 (埋蔵文化財係長)	埋蔵文化財係	担当者
				 	
調 査 内 容	9次調査区 ・北壁 写真 10次調査区 ・石組水路平面図 ・44号土坑 遺物点上げ・掘削				
所 見					
調 査 補 助 員	(松本翠音)				
	(高柳実奈)				
発 掘 作 業 員					
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()	
	作業員	名()			
備 考	略図 				

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8年 3月 13日 (金曜日) 天 候 曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調 査 内 容	<p>9次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北壁セクション図 ・東壁土層確認 					
所 見						
補 調 助 査 員	(松本 啓希)					
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 16 日 (月 曜 日) 天 候 晴・曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係   	担当者 
調 査 内 容	<p>10次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> 石組水路, 45号土坑 写真, 44号土坑 からけ 検出状況写真. 3/20 現場説明会に向けた清掃. <p>9次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> 西壁 写真 北壁・南壁 セクション図 					
所 見	<p>10次調査区の石組水路も掃除していたところ, 最下段の宝塔の転用石に刻印を確認。 「百ヶ日 為日□」と刻まれている。</p>					
補助員	松本 碧音					
発掘 作業員						
補助 業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月17日 (火曜日) 天候 曇のち晴	課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係	担当者 
調査内容	10次調査区 ・44号土坑掘削・遺物点上げ ・遺構写真 ・石組水路・井戸平面図 9次調査区 ・遺構清掃、西壁・北壁セクション図 ← 南E				
所見					
調査補助員	松本 陽香				
発掘作業員	高梨 寛泰				
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()	
	作業員	名()			
備考	略図 				

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 18 日 (水曜日) 天 候 晴		課 長	副課長 (史跡整備係長)	副課長 (埋蔵文化財係長)	埋蔵文化財係	担当者
					 	
調 査 内 容	<p>10次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・44号土坑掘削, 遺物点上げ ・遺構写真 ・石組水路・井戸平面図 <p>9次調査区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西壁セクション図 ・遺構掃清掃 					
所 見						
補 助 員	調査	松本 雅音				
	発掘	高梨 寛泰				
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	<p>略図</p> 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和8年3月19日 (木曜日) 天候 雨のち曇		課長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調査内容	10次調査区 ・44号土坑掘削 ・石組水路平面図 9次調査区 ・西壁セクション図 遺構清掃, 草刈り					
所見						
調査補助員	松本 翔吾					
	高梨 寛泰					
発掘作業員						
補助業務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名( 2男  61才(男))				
備考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 20 日 (金曜日) 天 候 曇一時雨		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調 査 内 容	特別見学会 (参加者 525人)					
所 見						
補 調 助 査 員						
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

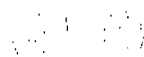
令和 8 年 3 月 23 日 (月 曜 日) 天 候 曇一時雨		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・壁面土葺 9次調査区 ・西壁セクション図					
所 見						
補 助 員 調 査						
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()		0.1 m ³ 級 台()		
		0.2 m ³ 級 回送 回()		0.1 m ³ 級 回送 回()		
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()		4t ダンプ 台()		12m高所作業車 台()
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 24 日 (火曜日) 天 候 晴		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・ 壁セクション土説 ・ 44号エ坑掘削 ・ 平面図 9次調査区 ・ 平面図					
所 見						
補 助 員	調査	松本 淳				
	発掘	高梨 寛泰				
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台()	0.1 m ³ 級 台()			
		0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車 台()		
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報

(小田原市城内900番3)

令和 8 年 3 月 25 日 (水曜日) 天 候 曇のち雨		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係  	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・ベルトセクション図 ・壁セクション土説 午後は雨のため現場中止					
所 見						
補 調 助 査 員	(松本 啓音)					
	(高梨 寛泰)					
作 発 業 掘 員						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級	台()	0.1 m ³ 級	台()	
		0.2 m ³ 級 回送	回()	0.1 m ³ 級 回送	回()	
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ	台()	4t ダンプ	台()	12m高所作業車
	作業員	名()				
備 考	略図 					

史跡 小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査 日報
(小田原市城内900番3)

令和 8年 3月 26 日 (木曜日) 天 候 雨一時曇		課 長 	副課長 (史跡整備係長) 	副課長 (埋蔵文化財係長) 	埋蔵文化財係 	担当者 
調 査 内 容	10次調査区 ・ベルトセクション図 ・壁セクション土説 午前中ば雨のため現場中止					
所 見						
補 助 員 調 査	(松本 理香)					
	(高梨 寛美)					
作 業 員 発 掘						
補 助 業 務	バックホウ	0.2 m ³ 級 台() 0.2 m ³ 級 回送 回()	0.1 m ³ 級 台() 0.1 m ³ 級 回送 回()			
	ダンプ・高所作業車	2t ダンプ 台()	4t ダンプ 台()	12m高所作業車	台()	
	作業員	名()				
備 考	略図 					

課長	副課長	副課長	担当者	6月30日
				

業務完了報告書

令和 7 年 6 月 30 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 1 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 2 作業場所 小田原市城内900番3
- 3 作業日時 令和 7 年 6 月 16 日 から
令和 7 年 6 月 30 日 まで
- 4 作業内容 発掘調査
- 5 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 53 人	1,378,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 9 台	432,000 円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 1 回	39,000 円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 4 台	156,000 円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			2,005,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			200,500 円
合 計			2,205,500 円

課長	副課長	副課長	担当者	7月31日
				

業務完了報告書

令和 7 年 7 月 31 日

小田原市長様

住所
氏名

債権者コ

次のとおり報告します。

- 件名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 作業場所 小田原市城内900番3
- 作業日時 令和 7 年 7 月 1 日 から
令和 7 年 7 月 31 日 まで
- 作業内容 発掘調査
- 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 91 人	2,366,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 13 台	624,000 円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 11 台	429,000 円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			3,419,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			341,900 円
合 計			3,760,900 円

課長	副課長	副課長	担当者	月 日
				8月3日

業 務 完 了 報 告 書

令和 7 年 8 月 3 / 日

小 田 原 市 長 様

住 所

氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 1 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 2 作業場所 小田原市城内900番3
- 3 作業日時 令和 7 年 8 月 1 日 から
令和 7 年 8 月 31 日 まで
- 4 作業内容 発掘調査
- 5 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 112 人	2,912,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			2,912,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			291,200 円
合 計			3,203,200 円

課長	副課長	副課長	担当者	9月30日
				

業務完了報告書

令和 7 年 9 月 30 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 1 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 2 作業場所 小田原市城内900番3
- 3 作業日時 令和 7 年 9 月 1 日 から
令和 7 年 9 月 30 日 まで
- 4 作業内容 発掘調査
- 5 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 121 人	3,146,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			3,146,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			314,600 円
合 計			3,460,600 円

課長	副課長	副課長	担当者	10 月 31 日
				

業 務 完 了 報 告 書

令和 7 年 10 月 31 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

債権者コ

次のとおり報告します。

- 1 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 2 作業場所 小田原市城内900番3
- 3 作業日時 令和 7 年 10 月 1 日 から
令和 7 年 10 月 31 日 まで
- 4 作業内容 発掘調査
- 5 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 114 人	2,964,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			2,964,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			296,400 円
合 計			3,260,400 円

課長	副課長	副課長	担当者	11月30日
				

業務完了報告書

令和 7 年 11 月 30 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 作業場所 小田原市城内900番3
- 作業日時 令和 7 年 11 月 1 日 から
令和 7 年 11 月 30 日 まで
- 作業内容 発掘調査
- 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 126 人	3,276,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			3,276,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			327,600 円
合 計			3,603,600 円

課長	副課長	副課長	担当者	12月3日
				

業務完了報告書

令和 7年 / 12月 3 / 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 作業場所 小田原市城内900番3
- 作業日時 令和 7年 12月 1日 から
令和 7年 12月 26日 まで
- 作業内容 発掘調査
- 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 97 人	2,522,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			2,522,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			252,200 円
合 計			2,774,200 円

課長	副課長	副課長	担当者	／ 月 日
				3 /

業 務 完 了 報 告 書

小 田 原 市 長 様

令和 8 年 / 月 3 / 日

住 所
氏 名

債権者

次のとおり報告します。

- 件 名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 作業場所 小田原市城内900番3
- 作業日時 令和 8 年 1 月 6 日 から
令和 8 年 1 月 30 日 まで
- 作業内容 発掘調査
- 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 74 人	1,924,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			1,924,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			192,400 円
合 計			2,116,400 円

課長	副課長	副課長	担当者	2月28日
				

業務完了報告書

小田原市長様

令和8年2月28日

住所
氏名

債権者

次のとおり報告します。

- 1 件名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 2 作業場所 小田原市城内900番3
- 3 作業日時 令和 8 年 2 月 2 日 から
令和 8 年 2 月 16 日 まで
- 4 作業内容 発掘調査
- 5 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作業員		のべ 52 人	1,352,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			1,352,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			135,200 円
合 計			1,487,200 円

課長	副課長	副課長	担当者	3月31日
				

業務完了報告書

令和 8 年 3 月 31 日

小田原市長様

住所
氏名

債権者

次のとおり報告します。

- 件名 史跡小田原城跡 御用米曲輪 第10次調査
- 作業場所 小田原市内900番3
- 作業日時 令和 8 年 3 月 16 日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで
- 作業内容 発掘調査
- 使用機材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 21 人	546,000 円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			546,000 円
消費税及び地方消費税額 (10%)			54,600 円
合 計			600,600 円

国指定史跡の取り扱いについて

① 計画地は史跡指定地に該当しますか？

史跡指定地は地番指定のため、現状を変更する行為（掘削・工作物の設置等）を行う場所の地番を確認します。

内：現状を変更する行為の計画地が史跡指定地に該当している場合、文化財保護法第125条の申請と許可が必要です

※下記の行為は許可されません

- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれのある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

② 史跡指定地内で計画している行為の内容によって国の許可あるいは市の許可が必要です。

③ 国（文化庁長官）への許可申請が必要なもの

- ・現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合
- ・内容確認などのために行う発掘調査
- ・小規模建造物で、2年を超えて設置されるものの新築、増築又は改築
- ・設置の日から50年を経過している工作物（建築物を除く）の改修もしくは除去
- ・土地の形状の変更を伴う工作物の設置
- ・改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える行為
- ・木竹の抜根
- ・その他土地の形状の変更を伴う行為

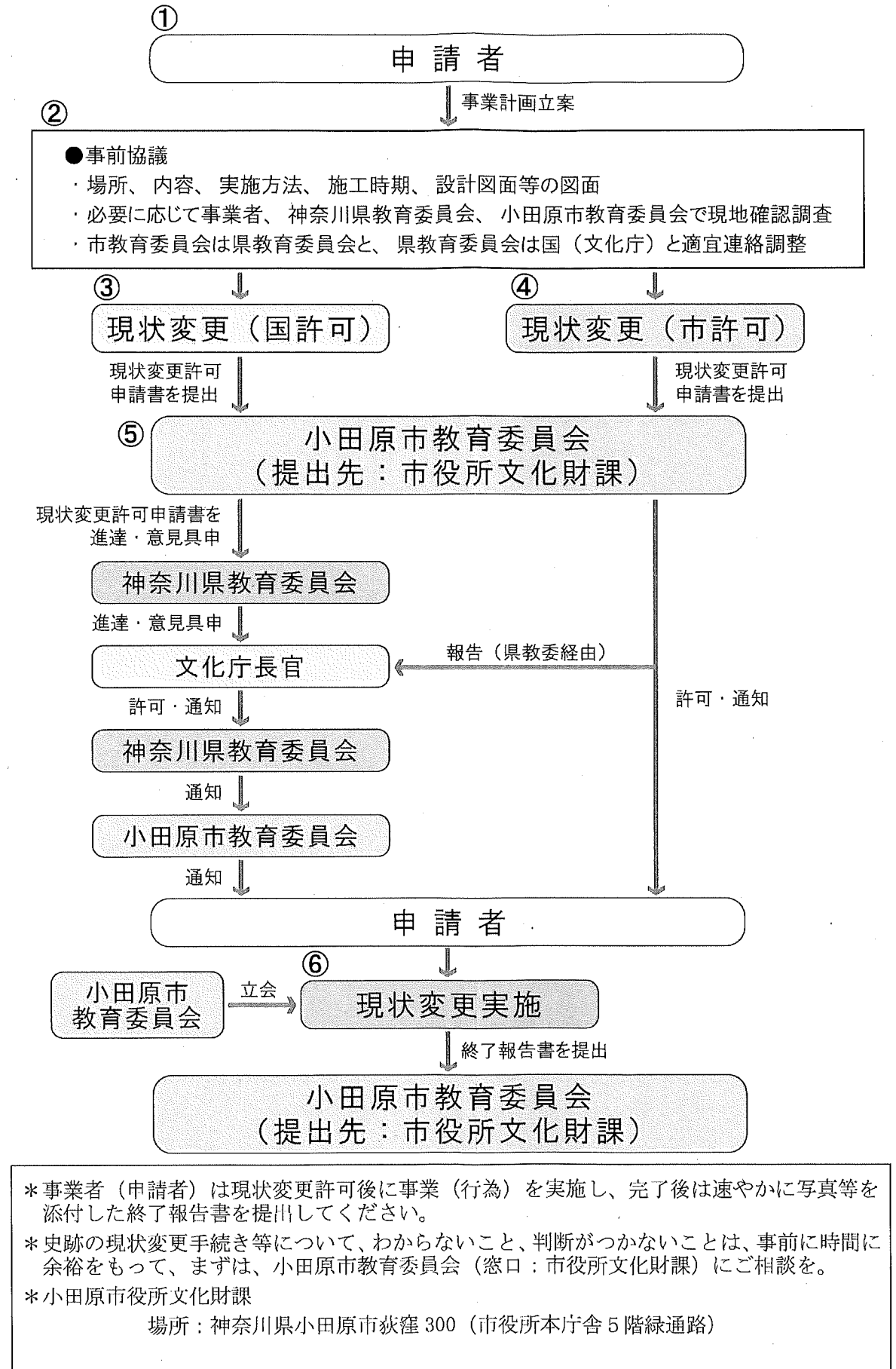
④ 市（小田原市教育委員会）への許可申請が必要なもの

- ・小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- ・小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る）であって、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ・工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- ・法第105条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ・建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）
- ・木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）
- ・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

⑤ 必要資料を添えて、申請書を提出します。

- ・国の許可は、毎月（8月除く）第3金曜日に実施される文化審議会で決定されるため、許可まで月単位の調整時間が必要です。審議の結果、許可が下りない場合もあります。

⑥ 許可後、現状変更の実施が可能となります。



■緊急発掘調査資料

- ① 緊急発掘本格調査一覧 R3～7年度
- ② 業務委託単価契約書
- ③ 埋蔵文化財取扱照会記録簿
- ④ 文化財保護法第93条届出書
- ⑤ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）
- ⑥ 緊急発掘調査実施計画書及び業務指示書
- ⑦ 調査日報
- ⑧ 業務完了報告書
- ⑨ 埋蔵文化財の取り扱い Q&A
- ⑩ 小田原の遺跡とその取り扱い手引き
- ⑪ 小田原市遺跡分布地図

令和3年度(2021年)本格調査一覧

[illegible]

令和4年度(2022年)本格調査一覧

[illegible]

令和5年度(2023年)本格調査一覧

No.	調査原因	遺跡No.	地点名	担当者	委託先	委託料予定額	支払確定額	期間
1	個人住宅新築工事	208	小田原城下 筋違橋町遺跡第Ⅱ地点	齋藤	B社	10,386,200	7,249,000	4/4~6/1
2	個人住宅新築工事	33	永塚北畑遺跡第Ⅴ地点	土屋	B社	4,293,300	2,066,900	4/3~4/25
3	個人住宅新築工事	77	小田原城下八幡山古郭南曲輪東堀第Ⅴ地点	小此木	B社	3,802,700	2,807,200	5/8~5/18
4	個人住宅新築工事	75	千代仲ノ町遺跡第ⅩⅩ地点	小此木	A社	5,173,300	7,525,100	6/5~9/1
5	診療所併用個人住宅新築工事	75	千代仲ノ町遺跡第ⅩⅩⅠ地点	小此木	A社	2,626,800	975,700	6/5~7/21
6	個人住宅新築工事	24	小田原城下法雲寺旧境内遺跡第Ⅳ地点	土屋	A社	4,183,300	5,132,600	6/13~9/20
7	個人住宅新築工事	93	小田原城三の丸服部孝太郎邸跡第Ⅳ地点	土屋	B社	5,703,500	3,427,600	9/4~11/16
8	個人住宅新築工事	75	千代北町遺跡第ⅩⅦ地点	小此木	A社	6,021,400	4,957,700	11/6~3/7
9	個人住宅新築工事	249	小田原城下宮前町遺跡第Ⅲ地点	土屋	A社	6,909,100	5,889,400	11/27~3/15
10	個人住宅新築工事	47	酒匂北中宿遺跡第ⅩⅦ地点	小此木	A社	763,400	641,300	3/21~3/29
合計						40,672,500		

令和6年度(2024年)本格調査一覧

No.	調査原因	遺跡No.	地点名	担当者	委託先	委託料予定額	支払確定額	期間
1	個人住宅新築工事	47	酒匂北中宿遺跡第ⅩⅤ地点	小此木	A社	6,997,100	8,060,800	4/1~6/14
2	個人住宅新築工事	62	小田原城総構鉄砲矢場第Ⅵ地点	田中	A社	3,419,900	2,719,200	4/5~4/27
3	個人住宅新築工事	24	小田原城下法雲寺旧境内遺跡第Ⅴ地点	土屋	A社	3,940,200	4,876,300	5/7~7/11
4	個人住宅新築工事	24	小田原城下法雲寺旧境内遺跡第Ⅵ地点	土屋	A社	4,045,800	5,651,800	5/7~8/5
5	個人住宅新築工事	217	久野北窪下遺跡第Ⅰ地点	田中	B社	6,197,400	4,985,200	5/20~8/8
6	個人住宅新築工事	208	小田原城下筋違橋町遺跡第ⅩⅢ地点	田中	A社	5,099,600	5,682,600	7/22~12/26
7	個人住宅新築工事	239	小田原城下中宿町遺跡第Ⅸ地点	小此木	A社	8,563,500	6,789,200	2/17~3/28
合計						38,765,100		

No.	調査原因	遺跡No.	地点名	担当者	委託先	委託料予定額	支払確定額	期間
1	個人住宅新築工事	239	小田原城下中宿町遺跡第Ⅲ区地点	土屋	A社	3,418,800	11,136,400	4/4～7/31
2	個人住宅新築工事	33	永塚長森遺跡第Ⅹ地点	田中	B社	4,068,900	4,873,000	4/9～7/26
3	個人住宅新築工事	16	高田宮町遺跡第Ⅻ地点	三戸	A社	3,906,100	3,447,400	4/16～6/24
4	集合住宅新築工事	33	永塚北畑遺跡第ⅩⅥ地点	田中	B社	796,400	1,254,000	4/21～5/14
5	個人住宅新築工事	47	酒匂北中宿遺跡跡第ⅩⅧ地点	三戸	A社	3,934,700	4,119,500	5/8～8/5
6	個人住宅新築工事	208	小田原城三の丸箱根口跡第Ⅴ地点	土屋	A社	6,509,800	9,769,100	8/20～12/26
7	個人住宅新築工事	208	小田原城下瓦長屋跡第Ⅵ地点	土屋	A社	7,912,300	6,878,300	8/25～2/3
8	個人住宅新築工事	208	小田原城下瓦長屋跡Ⅶ地点	土屋	A社	7,975,000	7,410,700	8/27～2/12
9	個人専用通路敷設工事	75	千代南原遺跡ⅩⅩⅤ地点	三戸	B社	6,011,500	3,689,400	9/24～12/12
10	個人住宅新築工事	75	千代北町遺跡第ⅩⅧ地点	三戸	B社	4,439,600	3,418,800	1/7～3/13
11	個人住宅新築工事	217	久野北窪下遺跡第Ⅰ地点	土屋	A社	2,805,000	458,700	2/24～3/27
合計							56,455,300	

業務委託単価契約書

業務件名	令和7年度小田原市内発掘調査補助業務委託（単価契約）		
業務場所	小田原市の指定する場所（小田原市内全域）		
業務期間	令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで		
単価契約金額表	別紙「令和7年度小田原市内発掘調査補助業務委託単価表」のとおり		
支払の条件	☐ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり ☒ 無		
契約保証金	☐ 現金 ☐ 有価証券	円 円	☐ 保険加入 ☒ 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行い、各自当該電磁的記録を保有する。

令和7年（2025年）4月 / 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地
小田原市長 加藤 憲

受注者

令和7年度小田原市内発掘調査補助業務委託単価表

種 別	規 格	単 位	単 価
作 業 員		人／日	26,000円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	台／日	52,000円
	0.1m ³ 級	台／日	48,000円
同 回 送	0.2m ³ 級	回	41,000円
	0.1m ³ 級	回	39,000円
ダンプカー	4t	台／日	40,000円
	2t	台／日	39,000円
高所作業車	12m	台／日	57,000円
ただし、上記の単価には、取引にかかる消費税及び地方消費税は含まないものとする。			

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

- 2 この契約書及び仕様書に明示されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者又は第4条の規定による監督員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等)

第3条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。

(監督員)

第4条 発注者は、委託業務について、自己に代わって指揮・監督を行わせるための監督員を置くものとする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議。

(2) 仕様書に基づく履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾。

(3) 仕様書に基づく日程の管理、立会い、履行の状況の検査。

(監督員の立会い)

第5条 受注者は、水中、地中、その他の委託業務で、完了後に外部から検査できないものは、監督員の立会いを受けて施行しなければならない。

(委託業務の変更、中止等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損失の負担)

第8条 委託業務の処理に関し生じた損失(第三者に及ぼした損失を含む。)は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(業務完了報告書の提出)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(契約金の支払)

第10条 受注者は、前条の規定による業務完了報告書を提出したときは、所定の手続に従って契約金の支払を請求することができる。この場合の契約金額は、種別ごとに契約単価に実施数量を乗じた額の合計に、取引に係る消費税及び地方消費税(1円未満の端数が発生する場合は切捨て)の額を加算した金額とする。本契約において、契約期間の中途に消費税率が改定された場合、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方消費税法の規定により算出し、種別ごとに契約単価に実施数量を乗じた額の合計に、完了日における税率を乗じて得た金額である。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払うものとし、契約保証金がある場合は返還する。

(履行遅滞の場合における違約金)

第11条 受注者の責に帰する事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。ただし、発注者が既成部分について検査を行い使用した部分があるときは、これに相応する金額を契約金額から控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

- 3 違約金は、契約金額、契約保証金その他受注者に支払うべき一切の債務と相殺することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。

- (2) 業務が著しく遅延したとき。
- (3) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 業務内容が著しく誠意を欠くと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
 - (2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) その他関係法令に違反し、営業の全部又は一部の停止又は廃止等の措置がとられたとき。

3 前2項の規定により契約を解除した場合、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、発注者は、履行済みの部分について相当と認める金額を支払うものとする。

第13条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない事由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の2以上に達したとき。

3 第12条第4項及び前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者又は役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除

された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第19条 受注者は、この契約書及び仕様書に明記していない場合であっても、この契約の履行上必要なものは、発注者の指示に従ってこれを行い、その費用を負担しなければならない。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別 添（第18条関係） 特記事項

（総則）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う場合は、個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

（報告等）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報の取扱いが必要になった場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、個人情報の適正な取扱いのため、以下に定める措置をとるほか、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保管）

第3条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

（秘密の保持等）

第4条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人の権利利益の保護）

第5条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

令和7年度小田原市内発掘調査補助業務委託仕様書

本仕様書は、小田原市教育委員会が行う発掘調査業務の円滑かつ適切な実施のために業務の内容を示すものであり、受注者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）を尊重し、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い業務を履行しなければならない。

1 目的

小田原市（以下「発注者」という。）が埋蔵文化財発掘調査を実施するのに伴い、その調査に必要な重機、作業員等を確保し、調査業務の円滑な遂行を補助することを目的とする。

2 業務場所

発注者の指定する場所（小田原市内全域）

3 業務期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務概要

- （1） 試掘調査は、埋蔵文化財の有無及び包蔵状況を確認するための小規模な発掘調査である。1件1日を基本とするが、調査面積によって数日間で1件を実施する場合がある。調査方法は、原則として幅2m、長さ3mのトレンチを数箇所設定して行う。
- （2） 本格調査は、埋蔵文化財の記録保存を行うための発掘調査である。必要に応じた面積について1件あたり作業日30日を基本とするが、調査面積等によって日数は増減する場合がある。

5 数量及び単価

- （1） 別表1「令和7年度発掘調査補助業務委託予定調査数」による。ただし、調査件数は、過去の年間実績を参考にしたものであり、実際の数量を保証するものではない。
- （2） 受注者が複数にわたる場合は、神奈川県西部での作業実績等に基づき、発注者が受注者に作業の依頼を行う。
- （3） 単価には、諸経費を含むものとする。
- （4） 諸経費には、別表2「本業務委託において使用する用具等の標準」に掲げる発掘作業に係る掘削用具・測量用具等、発掘現場の掘削前作業・安全管理作業・衛生管理作業に係る機材等の経費を含むものとする。

6 業務内容

受注者は、次の業務を一括して受託し、発注者の行う発掘調査を支援すること。ただし、発注者が必要ないと指示したものを除く。

- （1） 発掘作業に係る必要な作業員、機械類の確保

- (2) 作業員、機械類の運転者・取扱者（以下「重機オペレーター」という。）の雇用及び労務管理
- (3) 発掘作業に係る剣スコップ、移植ゴテ等の掘削用具、スタッフ、レベル等の測量用具（別表2）の用意・保守点検
- (4) 発掘現場の掘削前作業のためのアスファルトカッター、チェーンソー、草刈機等（別表2）の用意・保守点検
- (5) 発掘現場の安全管理作業のためのネットフェンス、水中ポンプ、発電機等（別表2）の用意・保守点検
- (6) 発掘現場の衛生管理作業のための仮設トイレ、仮設テント等（別表2）の用意・保守点検
- (7) 作業員を用いた以下の作業
 - ア 遺構、遺物等の発掘調査作業
 - イ 記録図面作成及び測量補助
 - ウ 記録写真撮影補助
 - エ 発掘調査現場の安全管理
 - オ 発掘調査現場の衛生管理のための整理、清掃
- (8) 重機オペレーターを用いたバックホウ（平爪に限る）による掘削、発生土処理及び埋戻し
- (9) ダンプトラックによる発生土運搬
- (10) 発生土の搬出・搬入時における交通誘導などの安全管理
- (11) 発生土を埋戻しまで仮置きするための場所の確保
- (12) 高所作業車の操作
- (13) その他、発注者が指示する事項

7 作業員及び重機オペレーター

- (1) 受注者は、上記6(7)および(8)の作業について以下の条件を満たす者により行わせること。
 - ア 作業員および重機オペレーターは、発掘現場における作業工程・手順を理解し、基本的な発掘調査の用語が理解できること。
 - イ 本業務は、バックホウ操作や出土品の取り扱い等において、通常の土木工事と異なる細心の注意と特殊な技術経験・知識を要する専門性の高い作業であるため、作業員及び重機オペレーターは作業内容について十分理解したうえ、適切な取り扱いができること。
 - ウ 業務に従事する作業員のうちの半数以上の者は、6箇月以上の発掘作業経験を有し、かつ以下の技能を有すること。
 - ・遺物包含層・遺構覆土等、土層の違いを識別できる
 - ・土器・石器等の遺物を識別できる
 - ・遺物を損傷、混同、紛失しない等、適切な取り扱いができる
 - ・鋤簾・移植ゴテによる精査ができる
 - ・レベルによる計測ができる
 - ・平面図・土層断面図の作成補助（コンベックスを用いた計測）ができる
 - エ 作業員及び重機オペレーターのうち、1名は作業員の監理者として発掘現場に

原則として常駐し、作業員の取りまとめを行うこと。監理者は実質1年以上の発掘作業経験を有すること。

オ 作業員及び重機オペレーターのうち1名は、発掘現場の安全管理に必要な機材の取り扱いに精通していること。

カ 上記ウ～オはそれぞれ兼務が可能とする。

キ 重機オペレーターは、遺跡を傷つけないように重機で数 cm 単位の鋤取りができ、凹凸のない掘削ができる者とする。

(2) 作業員および重機オペレーターは小田原市内での発掘調査経験を有することが望ましい。

(3) 受注者は、監理者及び作業員の経験を記載した従事者名簿(様式1)を契約後速やかに発注者に提出すること。なお、記載内容に追加・変更のあった場合は、随時名簿の更新手続きを行うこと。

(4) 発注者は作業員や重機オペレーターの技術等が上記(1)を満たしていないと判断した場合は、受注者に対して要員の変更を指示することができる。

(5) 受注者は重機オペレーターを作業員と兼務させてはならない。

8 作業日及び作業時間

(1) 作業員及び重機等が発掘調査に携わる作業日及び作業時間は、原則として次のとおりとする。

ア 作業日は、原則として土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く発注者が受注者に予め指示する日とする。

イ 雨天等の場合は、受注者が発注者に連絡をし、作業の実施について指示を受けること。

ウ 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

エ その他定めのない事項については、労働基準法のほか関係法令を遵守すること。

オ 発掘調査日が不定期なため、緊急を要する作業日が生じた場合でもできる限りその対応に努めること。

9 支払い金額

(1) 支払い金額は、業務完了報告書、令和7年度市内発掘調査補助業務委託単価表に基づくものとする。

(2) 支払い金額は、令和7年度市内発掘調査補助業務委託単価表に記載の単価に実施数量を乗じた額の合計に、取引に係る消費税及び地方消費税(1円未満の端数が発生する場合は切捨て)の額を加算した金額とする。

10 その他

(1) 業務の処理は、発注者及び受注者で相互に協力し、その執行に万全を期するものとする。

(2) 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議するものとする。

別表 1

令和 7 年度発掘調査補助業務委託予定調査数

1 試掘調査 (1 件当り)

	種 別	員 数	備考
1	作業員	2 人 (1 日あたり 2 人)	1 日 1 人以上の者は 6 箇月以上の発掘作業経験者
2	0.1 m ³ バックホウ	1 台	1 日 1 台 平爪、クローラ型平積み 0.1 m ³ 、排出ガス対策型・低騒音型、運転手・燃料込み
3	同回送	2 回	片道 1 回 60km
4	調査期間	1 日	

試掘調査 46 件

2 本格調査 (1 件当り)

	種 別	員 数	備考
1	作業員	120 人 (1 日あたり 4 人)	1 日 2 人以上の者は 6 箇月以上の発掘作業経験者
2	0.2 m ³ バックホウ	6 台	1 日 1 台 平爪、クローラ型平積み 0.2 m ³ 、排出ガス対策型・低騒音型、運転手・燃料込み
3	同回送	4 回	片道 1 回 60km
4	2 t ダンプ	3 台	1 日 1 台 ディーゼル 2t 積み、運転手・燃料込み
5	4 t ダンプ	3 台	1 日 1 台 ディーゼル 4t 積み、運転手・燃料込み
6	高所作業車	1 台	1 日 1 台 揚程 12m 運転手・燃料込み
7	調査期間	30 日	

本格調査 8 件

3 史跡御用米曲輪 (1 件当り)

	種 別	員 数	備考
1	作業員	500 人 (1 日あたり 4 人)	1 日 2 人以上の者は 6 箇月以上の発掘作業経験者
2	0.2 m ³ バックホウ	31 台	1 日 1 台 平爪、クローラ型平積み 0.2 m ³ 、排出ガス対策型・低騒音型、運転手・燃料込み
3	同回送	6 回	片道 1 回 60km
4	2 t ダンプ	35 台	1 日 1 台 ディーゼル 2t 積み、運転手・燃料込み
5	高所作業車	2 台	1 日 1 台 揚程 12m 運転手・燃料込み
6	調査期間	125 日	

範囲確認調査 1 件

別表 2

本業務委託において使用する用具等の標準

名称	数量	名称	数量
〔発掘作業〕		〔掘削前作業〕	
剣スコップ	作業員数と同数	アスファルトカッター	臨機に※
角スコップ	作業員数と同数	チェーンソー	臨機に※
穴あきスコップ	作業員数と同数	草刈機	臨機に※
鋤簾	作業員数と同数	草刈鎌	適宜
移植コテ	作業員数と同数以上	〔安全管理作業〕	
ツルハシ	適宜	ブルーシート（防水シート）	適宜
箕	適宜	土のう袋	適宜
竹ヘラ	適宜	トン袋	臨機に※
中華お玉・柄杓	適宜	コンパネ	適宜
ねじり鎌	適宜	単管パイプ	適宜
三角鎌	適宜	クランプ類	適宜
根切りはさみ	適宜	ネットフェンス	適宜
のこぎり	適宜	番線	適宜
一輪車	適宜	工具一式	適宜
手箒	適宜	ハンマー（大・小）	適宜
ヘルメット	作業員数と同数	足場板	適宜
手袋類	作業員数と同数	トラロープ（支柱含む）	適宜
バケツ	適宜	水中ポンプ（ホース含む・2インチ以上）	臨機に※
じょうろ	適宜	水中ポンプ（ホース含む・2インチ以上・センサー付き）	臨機に※
ブラシ（馬毛ブラシ）	適宜	発電機	臨機に※
霧吹き	適宜	延長コード（ドラムコード）	臨機に※
スポンジ	適宜	安全帯	臨機に※
亀の子タワシ	適宜	仮設電気	臨機に※
脚立	適宜	敷鉄板	臨機に※
園芸用脚立	適宜	樹脂製敷板	臨機に※
ビニールロープ	適宜	交通安全誘導員	臨機に※
はしご	適宜	〔衛生管理作業〕	
ピンホール	適宜	ポリタンク	適宜
エスロンテープ	適宜	仮設トイレ	適宜
スタッフ	適宜	仮設テント	適宜
カメラ三脚	適宜	竹箒	適宜
レベル	適宜		
光波測距儀	適宜		
ベルトスリング	適宜		
発生土置場	適宜		
発生土置場積込み重機	適宜		
埋め戻し時のタンパ締	適宜		
固め			
埋め戻し時の碎石等充填	臨機に※		

※本業務委託の場所・作業に応じて必要となる場合に使用するもの。

課長	副課長	係長	担当者	月
				日

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

小 田 原 市 長 様

住 所
氏 名

印

次のとおり報告します。

- 件 名
- 作業場所 小田原市
- 作業日時 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 作業内容
- 使用器材等

項 目		数 量	金 額
作 業 員		のべ 人	円
バックホウ (オペレーター付き)	0.2m ³ 級	のべ 台	円
	0.1m ³ 級	のべ 台	円
同 回 送	0.2m ³ 級	のべ 回	円
	0.1m ³ 級	のべ 回	円
ダンプカー	4t	のべ 台	円
	2t	のべ 台	円
高所作業車		のべ 台	円
小 計			円
消費税及び地方消費税額 (10%)			円
合 計			円

様式1

従事者名簿

令和 年 月 日現在

No.	ふりがな 氏名	従事開始 年月日	経験年数		作業員	重機オペ レーター	監理者
1			年	箇月			
2			年	箇月			
3			年	箇月			
4			年	箇月			
5			年	箇月			
6			年	箇月			
7			年	箇月			
8			年	箇月			
9			年	箇月			
10			年	箇月			
11			年	箇月			
12			年	箇月			
13			年	箇月			
14			年	箇月			
15			年	箇月			
16			年	箇月			
17			年	箇月			
18			年	箇月			
19			年	箇月			
20			年	箇月			
21			年	箇月			
22			年	箇月			
23			年	箇月			
24			年	箇月			
25			年	箇月			

※作業員のうち半数以上は、6箇月以上の発掘作業経験を有し、仕様書7-(1)-エを満たすこと
 ※発掘作業の際は、重機オペレーターは作業員と兼務しないこと。
 ※監理者は、実質1年以上の発掘作業経験を有すること。

従事者名簿

令和7年4月1日 現在

No.	ふりがな 氏名	従事開始 年月日	経験年数	作業員	重機オペ レーター	監理者
1		平成28年4月1日	9年	○	○	○
2		平成28年5月1日	8年	○	○	○
3		平成28年1月13日	9年	○	○	○
4		平成29年2月6日	8年	○	○	○
5		平成30年6月26日	6年	○	○	○
6		令和2年2月1日	5年	○	○	
7		令和2年9月1日	4年	○	○	○
8		令和2年10月1日	4年	○	○	○
9		令和4年7月10日	2年	○	○	
10		令和5年7月24日	1年	○	○	○
11		令和6年6月1日	0年	○	○	
12		平成29年7月10日	7年	○		○
13		平成27年6月15日	9年	○		
14		平成29年1月1日	8年	○		
15		平成29年1月1日	8年	○		
16		平成29年1月1日	8年	○		
17		平成29年1月1日	8年	○		
18		平成29年1月1日	8年	○		
19		平成29年2月16日	8年	○		
20		平成29年3月6日	8年	○		
21		平成29年3月6日	8年	○		
22		平成30年6月12日	6年	○		
23		平成31年4月9日	5年	○		
24		令和1年10月1日	5年	○		
25		令和1年10月1日	5年	○		

※作業員のうち半数以上は、6箇月以上の発掘作業経験を有し、仕様書7-(1)-エを満たすこと。

※発掘作業の際は、重機オペレーターは作業員と兼務しないこと。

※監理者は、実質1年以上の発掘作業経験を有すること。